

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成18年5月1日適用)

現 行	改正後
<p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1 責任準備金の積立の適切性</p> <p>II-2-1-2 積立方式 (新設)</p> <p>II-2-1-4 経理処理 責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(17)開示の際の保険種目の区分</p> <p>①規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))に規定する「保険種目の区分」は、火災保険、海上保険、傷害保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険、賠償責任保険、信用・保証保険及びその他の保険とする。ただし、賠償責任保険及び信用・保証保険をその他の保険の内訳として取り扱うこと、並びに正味収入保険料の割合が保険種目計の正味収入保険料の割合の5%未満となる保険種目については、その他の保険に合わせて区分することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1 責任準備金の積立の適切性</p> <p>II-2-1-2 積立方式</p> <p><u>(8) 第三分野保険における予定死亡率</u> 第三分野保険については、被保険者集団の特性や生存保障性を考慮した死亡率を使用して積み立てを行っているか。</p> <p>II-2-1-4 経理処理 責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>(17)開示の際の保険種目の区分</p> <p>①規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))に規定する「保険種目の区分」は、火災保険、海上保険、傷害保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険、賠償責任保険、信用・保証保険及びその他の保険とする。ただし、賠償責任保険及び信用・保証保険をその他の保険の内訳として取り扱うこと、並びに正味収入保険料の割合が保険種目計の正味収入保険料の割合の5%未満となる保険種目については、その他の保険に合わせて区分することができる。</p> <p><u>※ 当該別表の保険契約に関する指標等の項第3号に規定する損害率の第三分野保険の開示区分については、傷害保険の区分等を少なくとも、医療、がん、介護、その他の商品に区分するものとする。</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成 18 年 5 月 1 日適用)

現 行	改正後
<p>②規則第59条の2第1項第3号ホに規定する「平均的な支払期間が長い保険契約の種類」は、傷害保険、自動車保険及び賠償責任保険とする。</p> <p>(新設)</p> <p>II-2-6 再保険に関するリスク管理 II-2-6-3 再保険に係る方針の開示 (新設)</p>	<p><u>ただし、販売量が極めて少ないため有意な情報が得られない場合については、その旨注記したうえで、適切な区分に含める取扱いを行ってもよい。</u></p> <p>②規則第59条の2第1項第3号ホに規定する「平均的な支払期間が長い保険契約の種類」は、傷害保険、自動車保険及び賠償責任保険とする。</p> <p>③規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(生命保険会社))・保険契約に関する指標等の項第 10 号に規定する「給付事由又は保険種類の区分」は、少なくとも医療(疾病)、がん、介護、その他に区分するものとする。</p> <p><u>ただし、販売量が極めて少ないため有意な情報が得られない場合については、その旨注記したうえで、適切な区分に含める取扱いを行ってもよい。</u></p> <p>II-2-6 再保険に関するリスク管理 II-2-6-3 再保険に係る方針の開示 (1) <u>生命保険会社</u> ① <u>保険業法施行規則の別表「規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係(生命保険会社)」の保険契約に関する指標等・第 6 号から第 9 号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)</u>については、別途開示を行うものとする。</p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むことになります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成 18 年 5 月 1 日適用)

現 行	改正後
<p>(新設)</p> <p>損害保険会社が規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</p> <p>① 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針</p> <p>② 再保険カバーの入手方法</p> <p>③ 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容</p> <p>Ⅱ—2—7 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ—2—7—2 主な着眼点</p>	<p>② <u>規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</u></p> <p>イ <u>再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針</u></p> <p>ロ <u>再保険カバーの入手方法</u></p> <p>(2) <u>損害保険会社</u></p> <p>① <u>保険業法施行規則の別表「規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係(損害保険会社)」の保険契約に関する指標等・第 5 号から第 8 号までの開示を行う場合、第三分野保険(規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。)については、別途開示を行うものとする。</u></p> <p>② <u>規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。</u></p> <p>イ <u>再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針</u></p> <p>ロ <u>再保険カバーの入手方法</u></p> <p>ハ <u>主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容</u></p> <p>Ⅱ—2—7 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ—2—7—2 主な着眼点</p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成 18 年 5 月 1 日適用)

現 行	改正後
<p>(10) 商品販売開始後のフォローアップ</p> <p>⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、定期的にモニタリングを行い、販売方針の変更、商品内容や価格の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための<u>基準を設定</u>しているか。</p> <p>Ⅱ—2—8 保険引受リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ—2—8—2 主な着眼点</p> <p>(2) リスク管理</p> <p>(新設)</p>	<p>(10) 商品販売開始後のフォローアップ</p> <p>⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、<u>少なくとも基礎率を同じくする保険契約の区分ごとに発生率の変動要因を分析・検証し、悪化の場合にはその原因を特定できるように定期的なモニタリング</u>を行い、販売方針の変更、商品内容や価格の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための<u>管理態勢を整備</u>しているか。</p> <p>Ⅱ—2—8 保険引受リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ—2—8—2 主な着眼点</p> <p>(2) リスク管理</p> <p>⑧ <u>第三分野保険に係るリスク管理については、商品開発時から支払時までに発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、保険種類によって内在するリスクが異なり、保険事故発生時において外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、保険種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして管理するとともに、これらの不確実性について注意深く観察・分析するなど、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っているか。</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むことになります。

「保険会社向けの総合的な監督指針」新旧対照表(平成 18 年 5 月 1 日適用)

現 行	改正後
<p>IV. 保険商品審査上の留意点</p> <p>IV-4 第三分野</p> <p><u>IV-4-1 入院・通院支払限度日数</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>IV-5 保険数理</p> <p>IV-5-1 保険料</p> <p>(3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。</p>	<p>IV. 保険商品審査上の留意点</p> <p>IV-4 第三分野</p> <p>(削る)</p> <p><u>IV-4-3 保険金等の支払時における契約者等の保護のための措置</u></p> <p><u>被保険者を受取人とする保険契約において、保険金等の支払事由が発生し、被保険者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い保険契約については、被保険者に代わる者が速やかに保険金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか。</u></p> <p>IV-5 保険数理</p> <p>IV-5-1 保険料</p> <p>(3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。</p> <p><u>また、第三分野保険において使用する死亡率については、被保険者集団の特性や生存保障性を考慮したものとなっているか。</u></p>

(注) 監督指針本体への溶け込みは、適用日に溶け込むこととなります。